

【判決要旨】

第1 主文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

5 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 事案の要旨

本件は、原告らが、被告が、番号利用法に基づいて、個人番号を付された原告らの同意なく個人番号を含む個人情報(特定個人情報)を収集、保存、利用及び提供する制度を構築、運用していることは、原告らのプライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害し、憲法13条及び41条に違反するものであると主張して、被告に対し、①プライバシー権等に基づき、原告らの個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに被告が保存する原告らの個人番号の削除を求めるとともに、②国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

15 第3 当裁判所の判断の骨子

1 争点(1)(番号制度が憲法13条及び41条に違反するか)について

(1) 憲法13条が保障する権利について

憲法13条の規定する個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有し、この自由は、行政機関が個人情報を収集、保有、利用、提供等する過程においても認められるものと解される。

個人情報には多種多様なものがあり、憲法13条が、自己の個人情報の収集、保存、利用、提供等について、本人が事前に同意権を行使できるとの趣旨での自己情報コントロール権を保障している旨の原告らの主張は採用できず、一律に情報管理システムに接続されない自由を認めることもできない。

(2) 判断の要素

番号利用法に基づく番号制度は、一定の場合に、行政機関等が、特定個人情報
情報を収集、保管、管理、利用等することを認める制度であるが、番号制度
が取り扱う情報自体は、個人番号を除けば、従前から行政機関等が取得して
いた情報であって、番号制度の導入により行政機関等が新たに個人のプライ
5 バシーに係る情報を収集、保有するものではない。他の行政機関等への特定
個人情報の提供が第三者への開示にあたり得るとしても、法令等の根拠に基
づき正当な目的の範囲内で行われる限り、直ちに個人に関する情報を「みだ
りに」開示するものともいえない。もともと、番号制度自体に法制度上又は
システム技術上の不備があり、そのために法令等の根拠に基づかずに又は正
10 当な目的の範囲を逸脱して特定個人情報が第三者に開示又は公表される具体
的な危険が生じている場合には、当該情報の秘匿性の程度、具体的な危険の
態様、程度等によっては、そのような制度の運用自体が、個人に関する情報
を「みだりに」、すなわち個人の尊厳を脅かすような態様で第三者に開示又
は公表するものと同視し得る場合もないとはいえない。

15 したがって、番号制度による特定個人情報の収集等が原告らの個人に関する
情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものである
かは、①番号制度において取り扱われる個人情報の秘匿性の程度、②番号制
度、個人情報の収集等を法令等の根拠に基づき正当な目的の範囲内で行う
制度となっているか、③番号制度自体に法制度上又はシステム技術上の不備
20 があり、そのために法令等の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱
して個人情報が第三者に開示又は公表される具体的な危険性の有無、態様、程
度等に照らし、番号制度の運用自体によって、原告らの個人に関する情報を
みだりに第三者に開示又は公表する具体的な危険が生じているといえるかに
よって判断することが相当である。

25 (3) 番号制度において取り扱われる個人情報の秘匿性の程度

番号制度において特定個人情報として個人番号と結びついて保有、管理さ

れている各情報の性質、内容及び量、秘匿性の高い情報の漏えい可能性等の諸事情を踏まえると、番号制度の憲法適合性を判断するに当たっては、番号制度が、個人に関する情報を適切に収集、保有、管理、利用し、漏えい等の危険性を可及的に排除するような制度的担保を備えているかという観点からも考察する必要がある。

- 5
- (4) 個人情報の収集等を法令等の根拠に基づき正当な目的の範囲内で行う制度となっているかについて

番号制度は、個人情報の利用、提供等を、法令等の根拠に基づき、①行政運営の効率化、②行政分野におけるより公正な給付と負担の確保、③手続の簡素化による国民の負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を図るとい

10

う正当な目的の範囲内で行う制度となっていると認められる。

- (5) 法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏えい、目的外利用される具体的危険性の有無、程度等について

ア 法制度上の不備について

番号制度においては、個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能な場合の限定列挙、行政機関等や個人番号利用事務等実施者の義務や罰則、成りすまし等防止のための本人確認措置義務、情報ネットワークシステムを用いた情報連携記録の保管義務、個人情報保護法に基づく開示請求等によって本人がその情報を確認することができる仕組み、個人情報保護委員会による監視監督、特定個人情報保護評価制度など、個人番号や特定個人情報が漏えいし、目的外利用されることを防ぐための種々の法

15

20

制度上の措置を講じており、これらに不備があるとまでは認められない。

イ システム技術上の不備について

番号制度で用いられるシステムは、分散管理の採用、情報提供ネットワークシステムの保護措置（情報連携できる事務、場合及び者の限定、アクセス制御、インターネットからの隔離、通信の暗号化、符号による紐

25

付け) など, 個人番号や特定個人情報 が法令等の根拠に基づかずに又は
正当な目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表されることを防ぐた
めの種々の保護措置を講じており, 不備があるとまでは認められない。

ウ 漏えい等の事故事例について

5 個人番号が流出し, 又はその危険が生じた事故事例が複数存在するが,
いずれも専ら人為的なミスや故意の不正行為に起因するものであり, 番
号制度自体の不備によるものとは認め難い。個人番号のみが流出する場
合には個人のプライバシーに係る情報は含まれない上, 流出した個人番
号の不正利用を防止するため請求又は職権により新たな個人番号を取得
10 することもできる。当該個人番号が流出した者について, 流出した個人
番号を用いて他の特定個人情報 が流出したとか, データマッチングが行
われたとの事実を認めるに足りる証拠もない。このことから, 成りす
まし防止のための本人確認措置や罰則, 分散管理や符号による紐づけな
ど, 個人番号を用いた他の特定個人情報の流出やデータマッチングをで
15 きる限り防ぐための各種制度は, 一定程度機能していることがうかがわ
れる。

そうすると, これらの事故事例が今後発生しないためのさらなる方策を
検討すべき必要はあるにせよ, 直ちに番号制度自体に法制度上又はシス
テム技術上の不備があり, そのために原告らの特定個人情報 が流出し又
20 は不正な名寄せ, 突合 (データマッチング) がされるなどの具体的危険
が生じていると認めることもできない。

エ したがって, 番号制度自体に法制度上又はシステム技術上の不備があり,
そのために原告らの個人番号や特定個人情報 が法令等の根拠に基づかず
に又は正当な目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的
25 な危険が発生しているとまでは認められない。

(6) 小括

5 以上によれば、番号制度は、取り扱う情報の中に社会保障、税等に関わる一定の秘匿性のある特定個人情報を含み得るものの、それらの情報の利用、提供等を、番号利用法及びその委任を受けた政令等に基づき、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上といった正当な目的の範囲内で行う制度となっている。そして、番号制度の法制度上又はシステム技術上、本人確認義務や罰則、個人情報保護委員会による監視、情報連携システムにおける分散管理、アクセス制限や暗号化など、個人番号や特定個人情報の漏えいや目的外利用、不正なデータマッチングをできる限り防止するための各種対策がとられているところ、番号制度自体に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために法令等の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱して原告らの個人番号や特定個人情報が第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。

10 したがって、被告による番号制度の運用（個人番号の利用及び特定個人情報の収集等）自体によって、憲法13条によって認められる原告らの個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由が侵害されているとはいえない。

15 また、番号利用法19条14号、16号、番号利用法施行令別表7号ないし9号及び11号が、政令や個人情報保護委員会規則への白紙委任をするものであるとか、委任の範囲を超えたものであると認められず、これらが憲法41条に違反するともいえない。

20 以上より、番号制度が、憲法13条及び41条に違反するとは認められない。

2 結論

25 よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却する。